

年金を受給されている皆さま

マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関する重要なお知らせ

拝啓 平素は弊基金の企業年金制度の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年1月より施行されましたマイナンバー制度に伴い、マイナンバーの通知カードがお手元に届いているものと存じます。

このマイナンバーは社会保障分野・税分野・災害対策分野等の行政手続きで使用するものとされておりますが、弊基金においても「年金給付・一時金給付に係る支払調書作成事務」を利用目的として、税分野の行政手続きで使用いたします。

弊基金では、受給者さまのマイナンバーを企業年金連合会から一括で取得することといたしましたので、受給者さまからマイナンバーをご提出いただく必要はございません。(ただし、企業年金連合会からマイナンバーを取得できなかった方については、弊基金から届出のお願いをいたしますので、その際はご協力をお願いいたします。)

企業年金連合会は、短期間(15年未満)で退職した方への年金給付や複数の企業年金に加入した方の記録の一元管理、各種情報提供等を行っている公的機関です。

企業年金連合会から受給者の皆さまのマイナンバーを取得するにあたり、弊基金は「特定個人情報の取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を策定し、厳正な管理の下、安全かつ適切に取扱いますので、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬具

※本資料に関するお問い合わせはこちらにお願い申し上げます。

昭和電工マテリアルズ企業年金基金
電話番号 03-5533-7505

※マイナンバー(社会保障・税番号)制度全般に関するご質問は以下のコールセンターにお願い申し上げます。

国のマイナンバーコールセンター
電話番号 0570-95-0178(全国共通ナビダイヤル)
受付時間 平日 9:30~20:00
土日祝日 9:30~17:30
年末年始(12月29日~1月3日)を除く